

広島県告示第 1182 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 1 項の規定によって、公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

令和 2 年 12 月 7 日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 変更の許可の年月日

令和 2 年 11 月 30 日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

広島県知事 湯崎英彦

3 埋立区域の位置

(第 2 工区)

三原市糸崎町 5564 番 1 から 5943 番 2 を経て 905 番 4 に至る地先公有水面

4 埋立地の用途及び面積

(第 2 工区)

用 途	変 更 前 の 面 積 (平方メートル)	変 更 後 の 面 積 (平方メートル)
ふ頭用地	1,989.00	1,989.00
道路用地	3,120.00	3,120.00
交流厚生施設用地	11,116.56	13,767.24
緑地	18,504.58	15,853.90

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 10 年 1 月 12 日 広島県告示第 37 号

(平成 9 年 12 月 26 日付け指令港第 96 号で免許)